



# 介護保険Q&A

～正確な要介護認定を受けるために～

普段から受診していく、自分の

かかりつけのお医者さんに  
頼みましょう

A

主治医の意見書は誰に、  
どのように依頼する  
よいのでしょうか？

Q

普段は受診しないような大きな  
病院の医師の方がよいのですか。

66歳で、介護保険の被保険者証  
を持っています。訪問介護などの  
サービスを受けたいのですがどう  
すればよいのですか？

介護保険のサービスは  
誰でも利用できるのですか？

A

市役所健康課に申請して、  
要介護認定を受けましょう。

Q

「要介護認定」を申請し、申請後  
は認定調査や審査を経て、「要介護」  
「要支援」「非該当」といった認定  
結果に応じたサービスを受けるこ  
とになります。山内支所、北方支  
所でも申請を受付けています。

心身の現状を過不足なく  
正確に伝えることが重要です

A

認定調査のときには、心身の状  
況を普段より体調が良いように答  
えた方がよいですか？あえて悪  
い状態を強調すべきですか？

認定調査ではどのように  
答えた方がよいですか？

Q

心身の状況に詳しいかかりつけの  
お医者さんが適しています。主治  
医がない場合は、健康課へご相  
談ください。早めに相談、受診し  
て健康状態や生活状況を正確に伝  
えましょう。



とても調子の良いときや、悪い  
ときのことを強調するのではなく、  
「普段はできるが、○○のときは  
できない」など、訪問調査員の質  
問に対して、普段の健康状態を中  
心にお話しください。なるべく現  
状を過不足なく正確に伝えるよう  
にこころがけましょう。

自分の介護の度合いを  
納得いくまで確認しましょう

A

認定結果が出ました。ただ、自  
分の要介護状態区分が妥当なのか  
どうか、よくわかりません。これ  
で満足できるサービスが受けられ  
るのか不安です。

認定結果に納得が  
いかないときは  
どうすればよいのですか？

Q

要介護や要支援の区分に応じて、  
介護保険で受けられるサービスの  
種類や支給限度額が違います。認  
定結果にそつてサービスを受けて  
から再検討することも大切ですが、  
結果が出た時点で不服や疑問があ  
る場合は、まず市役所健康課に相  
談してみましょう。

問 杣藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

くらし部 健康課

23-9135

○介護保険事務所のホームページ  
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



担当:河北

## 10月(5期)の介護保険料納付期限

納付書払いの納期限

11月1日(月)

口座振替の口座引落日 10月29日(金)

お忘れのないようにお願いします。口  
座振替の人は残高不足にならないように  
ご注意ください。